

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	
-------------	---	---	-----	--

別表十八の二付表二 平二十六・四・一以後提出分

最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算

連 結 法 人 名	前 事 業 年 度 又 は 前 連 結 事 業 年 度	左 の 月 数	確 定 法 人 税 額 又 は 連 結 法 人 税 個 別 帰 属 支 払 額	左 の 月 数 換 算 額 $\frac{(2)}{(1)} \times 6$
		1	2	3
	平 . .	月	円	円
	平 . .			
	平 . .			
	平 . .			
最初の連結事業年度の前期実績基準相当額 (3)の合計	4			

連結納税の承認の取消しによる調整額の計算

承認を取り消された法人の名称	取消事由の区分	左の事由の生じた日	前期の連結法人税個別帰属受取額	前期の連結法人税個別帰属支払額
			5	6
	連結内合併	平 . .		円
	残余財産確定	平 . .		
	その他	平 . .	円	
	その他	平 . .		
連結納税の承認の取消しによる加算調整額 (5)の合計 × 6 前期の月数	7			
連結納税の承認の取消しによる減算調整額 (6)の合計 × 6 前期の月数	8			

前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連 結 加 入 法 人 名	連 結 加 入 日	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	左 の 月 数	連 結 加 入 法 人 の 確 定 法 人 税 額 等	調 整 額 $\frac{(10)}{(9)} \times \left[\frac{\text{前期開始の日から連結加入日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \right] \times 6$
			9	10	11
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
前期の連結加入法人に係る加算調整額 (11)の合計	12				

当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算

連 結 加 入 法 人 名	連 結 加 入 日	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	左 の 月 数	連 結 加 入 法 人 の 確 定 法 人 税 額 等	調 整 額 $\frac{(14)}{(13)} \times \left[\frac{\text{連結加入日から当期開始の日以後6月を日経過した日の前日までの期間の月数}}{\text{前期の月数}} \right] \times 6$
			13	14	15
	平 . .	平 . .	月	円	円
	平 . .	平 . .			
当期の連結加入法人に係る加算調整額 (15)の合計	16				

最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算

被 合 併 法 人 名	直 前 の 事 業 年 度 又 は 連 結 事 業 年 度	左 の 月 数	被 合 併 法 人 の 確 定 法 人 税 額 等	調 整 額 $\frac{(18)}{(17)} \times 6$
		17	18	19
	平 . .	月	円	円
	平 . .			
最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額 (19)の合計	20			

別表十八の二付表二の記載の仕方

- 1 この明細書は、連結親法人が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）、第2項、第3項、第5項又は第6項（連結中間申告）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄は、法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。
- 3 「連結加入法人の確定法人税額等10」及び「連結加入法人の確定法人税額等14」の各欄は、法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の確定法人税額等を記載します。
- 4 「最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」及び「被合併法人の確定法人税額等18」の各欄は、それぞれ、最初の連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した適格合併（連結親法人を設立したものに限り。）に係る被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日並びに当該被合併法人に係る法第81条の19第5項に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。